中国における少数民族教育の現状

ハスゲレル

はじめに

世界のどんな国々においても、唯一の民族しか持たないいわゆる完全な単一民族国家は、現在存在していないといってもいいだろう。しかしその国々におけり少数民族状況が異なるのである。筆者が日本に来たばかりの時に、さまざまな登録や申請書に「民族」という欄がなかったのである。当時日本には「日本民族」しかないと思っていた。中国では少数民族が55いるため、戸籍登録や公的機関が発行した証明書には「民族」を書かされていた。これは中国の少数民族政策である。

中国の少数民族の社会や文化に関する研究は進んで いる。これらの研究はほぼ政治学、社会学などの分野 の研究が顕著である(1)。しかし少数民族の教育に関 する研究はわずかである。その一つの原因として実態 把握のための資料収集が困難である点があげられる。 少数民族教育に関する研究の中では、少数民族の言語 教育をめぐる実状を民族語による教育や漢語との二言 語教育に焦点をあてた研究がある⁽²⁾。また「中央」の 視点ではなく「周辺」の視点から少数民族教育の現状 を分析した研究(3) や多元主義及び多文化教育の理論 と中国共産党の少数民族観及び少数民族教育政策を比 較し、中国少数民族教育の特徴を論じた研究がある (4)。 本稿では、まず少数民族の位置づけと政策の面から 分析する。主に 1949 年以降、「少数民族」という概 念がいかに成立し、その現状はどうなっているかに関 して考察する。次に、このような少数民族政策のもと での少数民族教育を歴史的変遷、現状政策の視点から 分析し、その問題点を明らかにする。

1、中国における少数民族とは

(1)、少数民族の位置づけ

中華人民共和国 (以下は中国と略す)は 1949年10月1日に成立して以来、統一された多民族国家と称し、 民族の平等と団結が国是として掲げられている。 建国 後全国規模の人口調査が1953年、1964年、1982年、 1990年、2000年と5回行われている。2000年の 11月1日の第5回人口調査での少数民族人口は1億 643万人で、はじめて1億人をこえた。これは漢民族に対する一人っ子政策が、少数民族の割合を高めている結果であるが、総人口に占める割合は一割に達しない8.4%である。少数民族のうち最多の民族は広西のチワン民族で、1500万人あまりである。最少の民族はチベット自治区内のヒマラヤ山脈南側の河谷流域で生活するロッパ民族で、2300人あまりである。しかし、少数民族の全人口に占める割合の低さに対して、その居住地域は非常に広く、総面積の約64%を占めている(5)。

中国の少数民族の分布状況の特徴は以下の6点にまとめられる⁽⁶⁾。①人口が少ないわりに広大な地域に分布している。②多くは西部地区の山地、高原、草原などの自然条件、生活環境が厳しく人口が希薄なところに居住している。反面、石油、天然ガス、石炭などの天然資源に恵まれている。③国境地帯に居住している。④大分散、小集居、交錯雑居という民族分布状況になっている。⑤少数民族人口の約三分の二は、各民族が「民族区域自治」を実施できる「民族自治地方」に集中的に居住している。⑥少数民族人口の約三分の一は当該民族の「自治地方」ではなく、全国各地の都市や農村に分散して居住している。

以上のなかでもっとも重要な点は、少数民族のほとんどが、資源が豊かで人口の希薄な国境周辺に集中していることである。全人口の8.4%にすぎないマイノリティが中国の国家統合、経済統合、安全保障にとってきわめて重要になる理由はここにある。例えば、内モンゴル自治区の稀土は全国一、石炭埋蔵量も山西省についで二位、広西チワン族自治区は?の埋蔵量で全国一、アルミニウム、マンガンの宝庫でもある。チベットも硼砂とクロムが全国一、銅の産出量で全国三位、また新疆ウイグル自治区は、クラマイやタリム盆地の油田をはじめ、ウランなどの希少金属、放射性金属のような資源がきわめて多いで。

中国では、漢民族が圧倒的に多数であるため、その他の55民族が「少数民族」と呼ばれている。現在は中国の少数民族を55と数えているが、歴史的には最初から「55の少数民族」であったわけではない。建

国当初は9民族、その後38民族、54民族そして80 の文字、言葉を持ったことはなく、漢語を日常語とし 年代に55民族と言われるようになったのである。そ れ以前は、「弱小民族」や「小民族」という言葉が使 われていた。中国成立後、はじめての人口調査(1953) 年)では、自己申告に基づいて登録された「民族名」 は 400 以上にのぼっていたと言われている。その後、 中国政府は民族識別工作を開始し、分類、統合するこ とにより現在の55少数民族を確定したのである。

中国の民族識別、民族理論からすれば、中国におけ る民族は流動的で、二つの民族を分ける境界は、文化 的であったり、あるいは政治的であったり、あるいは 論理的に説明できない場合さえある。このような状況 を毛里和子は「中国における民族は、民族識別工作を 通じて、上から作られてきた」と述べている ⁽⁸⁾。中国 の民族識別工作はスターリンの民族定義が与える影響 が大きい。スターリンは民族を共通の言語、共通の地 域、共通の経済生活、共通の文化の中にあらわれた心 理状態の共通性を基礎として生じたところの、歴史的 に構成された、人々の堅固な共同体と定義している ⁽⁹⁾ 。 しかし回民族は全国に散らばっていて、歴史的に自分

ている。このように中国では、スターリンの民族定義 には合わない現状もある。

(2)、少数民族の政策

中国の行政区分から見ると、人口の大部分を占める 漢民族の居住地域と少数民族の居住地域では、その扱 いが多少異なっている(図1)。すなわち政府は少数 民族問題を解決する政策の一つとして、少数民族区域 自治の方針を採用していると見ることができる。この 方針の原則は1954年憲法において、少数民族自治地 方を自治区、自治州、自治県と規定したことに由来す

一級行政区は、2000年には31省、5自治区、4 直轄市、2特別行政区からなっている。少数民族自治 区域は5自治区、30自治州、121自治県、1267民 族郷の四つのレベルがある。1億643万人の少数民 族の73%、7726万人が、少数民族自治地方に集居し ている。だが、分散して居住しているために自治地方 に該当しない少数民族は 2400 万人いる (10)。 そのア

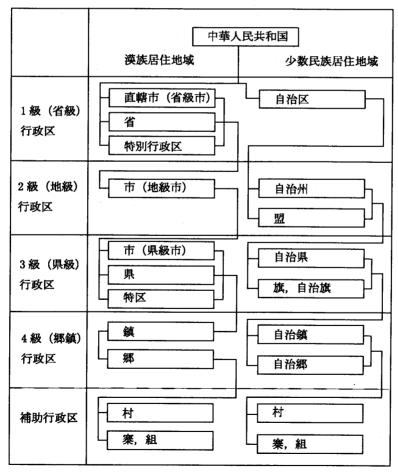


図1、中国の少数民族居住地域の行政区分モデル図(出典田畑久夫 他編『中国少数民族事典』三秀舎、2001年、7頁)

チャン・ジノー・ドゥアン・メンパ・ロッパ・タタル・ロシア・ウズベク・ホジェン・ガオシャンの 10 民族は固有の自治地方をもっていない。少数民族人口の割合が高い自治地方は、チベット自治区 94%(自治区人口 262 万人・自治少数民族人口 246 万人)、続いて、新疆ウイグル自治区 59%(自治区人口 1925 万人・自治少数民族人口 1143 万人)である (11)。

中国政府は民族問題の基本的政策として、区域自治を実施した。これは重要な政治政策であり、社会主義中国の建設に欠かせない政策でもある。区域自治実施の原因として以下の4点にまとめている。①統一された多民族国家の発展の中、悠久な歴史基礎がある。②中国の革命は民族問題を解決する政治形式を区域自治であると定めている。③少数民族分布の状況が区域自治を求める。④少数民族の地理的位置と帝国主義国家の侵略や圧迫があったため、統一国家のなかに区域自治を求める⁽¹²⁾。

内モンゴル自治区は中華人民共和国成立以前の1947年5月1日に成立した。内モンゴル自治区の場合は、漢民族が多数を占めているが、これ以外にも回民族、満州民族、ダフール民族など7つの少数民族が居住している。中国政府は建国と同時に従来認めていた少数民族の自決権・分離権を否定し、連邦制国家をつくるという構想を放棄した(13)。

代わって打ち出されたのが、辺境少数民族地区を「不可分の一部」として単一制国家に統合する方針であり、各少数民族が集中して居住する地域を「民族自治地方」として画定して種々の自治権を付与するという「民族区域自治」政策である。その民族区域を「不可分の一部」として制度化したのは1952年8月の「区域自治実施要綱」である。その第二条では、「各民族の自治区はすべて中華人民共和国領土の切り離すことのできない一部分である。各民族自治区の自治機関はすべて中央人民政府の統一的指導のもとにある地方政権であり、かつ上級の人民政府の指導を受ける」としている(14)。

さらに、1954年の中華人民共和国憲法の第3条では

「中華人民共和国は、統一された多民族国家である。 各民族は、すべて平等である。いかなる民族に対する 差別や圧迫を禁止し、各民族の団結を破壊する行為を も禁止する。各民族は、すべて自己の言語・文字を使 用し発展させる自由をもち、すべて自己の風俗習慣を 保持し、または改革する自由をもっている。各少数民 族が集居する地方では、区域自治を実行する。各民族 の自治地方は、すべて中華人民共和国の不可分の一部である。」 (15)

と示されるに至った。

このように各民族の平等、各民族の言語・文化の尊重、中国との「不可分の一部」であることを前提とした各民族の「区域自治」という少数民族に対する基本政策がこの時期に定まり、今日に継承されている。

2、中国における少数民族教育とは

(1)、中国の教育政策

少数民族教育は中国という領域内で行われているため、あくまでも中国の教育制度をふまえた上で成り立つのである。

1949年中国の成立は、中国の政治、経済、文化の歴史に新たな一面を加えた。また中国の文化、教育発展に新紀元を画したといえる。中国成立から50年間の中国の教育は整備・停滞・回復・発展・高揚という五段階の曲折を経過したと中国の教育部(日本の文部科学省に当たる)は説明している(16)。

まず 1949 年から 1965 年までは旧教育を接収・改造して新中国教育の基盤を築いた。その後の 1966 年から 1976 年の 10 年間、文化大革命の勃発によって、中国教育は巨大な影響を受け、崩壊の瀬戸際に追い込まれたのである。1978 年になると、いわゆる中国の「教育の春」といわれるように、鄧小平が文化大革命の終結を決定し、「改革開放」への道を開いた。特に1978 年 12 月の中国共産党第十一回三中全会において、文化大革命の混乱を鎮める正常をもどした。そして、大学の募集制度などをはじめ、国家の正常な教育制度が回復を得て、中国教育は新しい発展の道に入ったのである。1980 年代になると、中国教育は急速に発展し、各地域で激しい進学競争、進学率が追求され、これに伴って児童生徒の学習負担過重などの諸問題も台頭するに至った (17)。

1990年代になると、中国教育の急速な発展に伴い、前述の受験競争、進学率の追求、学習負担過重などの問題は最も激しくなり、これから校内暴力、自殺、睡眠不足、児童生徒の体力の低下などの社会問題をもたらしてきた。人々はすでに中国の教育が間違った方向に進んでいることを強く感じたのである。

そのため今までの「応試教育」⁽¹⁸⁾ 傾向あるいは受験教育を排除し、新たに 21 世紀の教育方針として動き始まったのが、「素質教育」⁽¹⁹⁾ である ⁽²⁰⁾。

中国では、教育課程の基準は国(国家教育委員会)

が定めており、全国同一の基準が実施されていた。あまりにも広い中国では、このように画一性が指摘され、各地域の児童生徒の多様な要求に対応できていないという問題点が認識されていた。そのため、1992年の小中学の教育課程の改訂をはじめ、1998年の新学期から各省・自治区・直轄市の責任で各教科の学習内容を精選することになった⁽²¹⁾。

1986年の「義務教育法」制定後、義務教育普及の必要性からも、教育内容の地方化が求められるようになった。この時期から学齢児童の就学率は順調に伸びており、将来の9年制義務教育の普及を見据え、国民全体の素質向上をねらいとした教育改革が進められてきた。これらによって、中央政府はカリキュラム・教科書の行政原則を改め、「一綱一本」から「一綱多本」に、また地方の事情によって「多綱多本」に変わってきた。すなわち、従来教科書は、国家教育委員会の直属機関である人民教育出版社が1種類の全国共通教科書を作成し、全国で使用していたが、各地方・学校の

実情に合わせて、1993年から全国で数種類の教科書 の使用が許されるようになった (22)。

中国の学校制度は、図2で示したような形になっている。基本的に日本の学校制度と大差はないと考えてよい。

(2)、少数民族教育の現状

中国の成立は、少数民族教育の発展にも新紀元を画した。中国政府は、少数民族教育のここ 50 年間の発展を中国の教育事業が貫いた民族平等、団結、共同繁栄という民族政策の成果であるとみなし、これらはすべて中国社会主義の優越性と見ている⁽²³⁾。

中国における民族教育とは、少数民族教育の省略であり、特に漢民族以外の55の民族に対して実施する教育を指す(24)。そのため日本の在日韓国・朝鮮人やアイヌ民族などに対する「民族教育」の感覚と中国で言われている「民族教育」は多少のズレがあると考える。岡本雅享は日本の民族教育と捉えられている民族

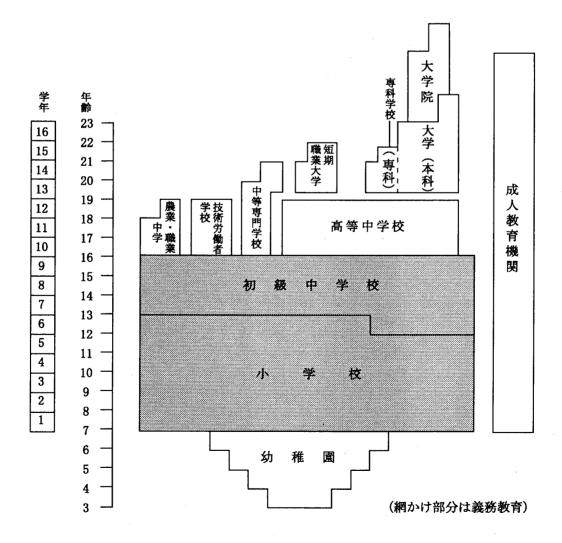


図 2. 中国の学校系統図(出典 小川佳万『社会主義中国における少数民族教育―「民族平等」の理念の展開―』東信堂、2001年、6頁)

の歴史、言語、文化教育のうち、公教育としての中国 の民族教育の中で、各地域、民族ごとの比較ができる ほど全国的に幅広く実践されているのは、民族語教育 程度だと述べている⁽²⁵⁾。

少数民族教育は少数民族と民族地域の発展を目的としている。そのために政治や経済などの領域で活躍する人材を養成し、少数民族の素質を高め、少数民族と民族地域の発展と繁栄に奉仕することが求められている (26)。

このように少数民族教育の目的から見ても、多文志の「少数民族教育」の概念から見ても、少数民族教育はその地域に居住している少数民族の比率によって異なるのである。また少数民族地区は区域自治であり、地方自治であっても、民族自治ではないのである。

中国では 55 の民族を少数民族と称しているが、前述のとおりその居住範囲が広く、それぞれの自然環境に適応した独自の生活様式を営んでおり、独自の伝統文化を形成してきた。そのため、多くの解決困難である少数民族問題に対して、中国では、各少数民族の歴史や文化に基づいて、それらの伝統を尊重しつつ平等を基本として民族政策を推進してきた。

すなわち、中華人民共和国憲法の第 119 条には「民族自治地方の自治機関は、自主的に当該地方の教育、科学、文化、衛生、体育事業を管理し、民族の文化遺産を保護・管理し、民族文化を発展・繁栄させる」と記されている。

そのために、中国政府に重視されたのは、少数民族の教育の向上である。なぜなら中国において、「教育は政治と経済の道具である」と位置づけられているためである。逆に言えば、教育が政治・経済の手段になっているからこそ、少数民族教育理念を検討するにあたって、中国政府の発言などを分析することが不可欠なのである (27)。

王錫宏は中国の民族問題を解決するには、政治的、経済的、教育的手段という三つの手段があるとまとめている。そのなかにも、各民族の素質を高め、少数民族出身の各種人材の養成を強調するには、教育的手段は欠かせないのであると述べている。すなわち少数民族幹部 (28) の養成を中国政府は非常に重視している (29)。

中国政府は少数民族の人材ならび民族幹部を養成するために、1951年北京に中央民族学院を創設した。中国の民族学院は図2に示してある高等教育の範囲に入る。しかし「大学」と「学院」の名称については、文系・理系にまたがる基礎的な学科(文学、歴史学、哲学など及び数学、物理学、化学など)のある機関を「大

学」としている。応用的な学科(法学、経済学、工学、農学、医学など)のある機関を「学院」と称し、多くは法学院、工学院などと一つの領域で一つの機関をなしていた。また「大学」や「学院」での課程は4-5年制の「本科」と2-3年制の「専科」に分かれている。つまり民族学院の中には「本科」も「専科」も存在する。なお「専科」のみからなる高等教育機関は「高等専科学校」と呼ばれる(30)。

中央民族学院は 1951 年に誕生した中央民族学院は 延安民族学院を引き継いだものである。この延安民族 学院を中国史上最初の少数民族高等教育であるとみな されている。実は中国近代の少数民族高等教育の起源 は、清朝末期 1908 年に成立した満蒙高等学堂である が、中国共産党はこれを少数民族高等教育として認め ていない ⁽³¹⁾ 。中央民族学院の誕生と同時期に全国各 地に数十にものぼる民族学院を設立した。

数民族の人材を大量に養成するため、民族学院以外にも、高等教育機関に民族班や民族予科班を設立・運営して、少数民族学生を受け入れることが大変重要である。これに関しては、中華人民共和国区域自治法の第71条にも明らかに示されている。

「国家が民族学院を設立し、高等学校には民族班と民族予科班を設立し、主に少数民族の学生を受け入れることとする。また入学できる学生数を決めて、就職を保障する方法を採用する。高等学校と中等専門学校は新入生を選考する際、少数民族の学生に対して、その中でも特に人口が少ない少数民族の学生に対しては優遇政策を実施する。各級の人民政府と学校は、多種な措置で家庭の経済状況が悪い少数民族の学生を援助し学業を修了させる。(32)」

民族班とは普通大学における少数民族学生のために設けたクラスであって、この制度は 1980 年代から本格的に始まった。1980 年代に主要大学である、北京大学、精華大学、北京医科大学、大連理工学院、? 西師範大学が少数民族地区から学生を募集したのが民族班の始まりである。一方民族予科班とは民族学院における大学へ進学の予科部でもある。民族予科班の歴史は長く、1953 年から中央民族学院で活動していた (33)。

中央民族学院は1993年11月30日国家教育委員会の批准を経て、中央民族大学へと変更した。その意義は、中国政府による少数民族教育に対する配慮および、中央民族学院自身による規模の拡大、質の向上への努力の結果とされている。この中央民族学院の中央

民族大学への変更は単なる名称変更ではなく、少数民族に対する高等教育を総合大学のレベルで行うという中国政府の意図を示している。現在、多くの「学院」は学科を拡大して、総合化を図る「大学」をめざしている (34)。

このような民族学院は、民族地区を平等にするという任務に邁進している。小川佳万は民族学院の総合大学化は各少数民族を見捨てるものではなく、少数民族地区を漢民族地区と同等にするという積極的な意味を見出している (35)。少数民族の歴史や文化の継承、またその発展のために欠かせないのが、民族学院である。しかしその民族学院が総合大学へと移行することによって、少数民族地区と漢民族地区の学校制度が同じく扱われることにより民族教育の特徴が薄れる可能性があると考えられる。

3、少数民族教育の時期区分

本節では、1949年から今日までの少数民族教育の時期区分を以下の五期に分けて検討することにする。第一から四期までの時期区分は中国政治史の展開にあわせて周飛帆により設定されたものを利用した。第五期は本稿で付け加えたものである。

1)、第一期 (1949 — 1956 年) は、少数民族教育の確立と発展の時期である。建国以来、民族教育に関する最初の法的規定は、1949 年に臨時の憲法として制定された「中国人民政治協商会議共同綱領」である (36)。

そこには、「中華人民共和国の各民族はすべて平等である。各少数民族の居住地方では、民族区域自治を実施する。各少数民族は言語文字の発展、風俗習慣の保持や改革および宗教信仰の自由を有する」と書かれていると同時に「人民政府は各少数民族の人民大衆を援助して、それらの政治、経済、文化と教育の事業を発展しなければならない⁽³⁷⁾」と規定されている。

1952 年に「中華人民共和国民族区域自治実施綱要」が公布された。その中には「各民族の言語、文字を用いて、各民族の文化、教育事業を発展させることができる。必要かつ適切な手段と方法を採用し、各民族の文化、教育、芸術、衛生の事業を発展しなければならない (38)」と規定されている。

この時期は一般に少数民族教育の「黄金時期」と呼ばれている。周飛帆はこの時期の少数民族への教育方針に関して、少数民族の政治行政幹部の養成と、教育普及という二つの側面があったと見ている。

まず、幹部養成の基本理念に関しては以下の通りであ

る。

少数民族教育を発展させるために公布した最初の重要な試案は、1950年8月24日に、政務院第60回会議は、「少数民族幹部の養成に関する試行案」、「中央民族学院の設立に関する試行案」である。前者は、「国家の建設、民族地方の自治と共同綱領の施行のために、各少数民族の幹部を大きく育てなければならない」という目的を強調すると同時に、政治的学校や政治的訓練班を開き、普通の政治幹部を育てることを主とし、専門や技術の幹部を育てることを補足的なものとするという方針である。後者は、中央民族学院の主要な任務は民族地方の自治、政治や経済と文化の発展のために高級、中級の幹部を育てることであると規定した。この両方の試行案で強調したのは国家の建設のために、民族地方の自治、政治や経済と文化の発展のために幹部を育てることを主としている。

次に、教育普及という側面に関しては以下の通りである。

これは民族性の尊重を強調している。それはつまり 民族語による授業、初等教育から高等教育まで一貫した民族学校系統の整備として、また、少数民族に対する優遇措置、つまり教育費用の免除を含む経済援助や上級学校への入学の際の便宜として示されている。さらに、教育行政では、各級人民政府の教育行政部門に少数民族教育の行政指導を行う機関を設け、中央教育部には民族教育課を置くほか、主たる都市と少数民族人口の多い地区には行政指導の専門科を配置するなどとして、少数民族教育に対する責任体制を明らかにするための機構上の整備を行った。

しかし、こうした教育機会の拡大という課題は少数 民族地域の教員不足の問題を起こした。多くの地域で は民族語ができない漢民族の教員が大半を占めていた ため、教育の普及まではなかなか至らなかった。

2)、第二期 (1957 — 1965 年) は、経済の飛躍的発展をめざして、「地方民族主義」批判が始まった時期である。農業協同化をさらに進め、いわゆる人民公社が生まれた時期でもある。そして教育の分野でも「大躍進」の名にふさわしい変化が見られた (40)。

この時期、反「地方民族主義」運動が展開され、「民族融合」政策へ急速に傾いた。少数民族の自治要求は事実上排除された。特に1959年のチベットでの動乱や新疆ウイグルの「東トルキスタン独立」運動などはさらに「民族融合」論を加速させることになった。この時期、多くの漢民族が国家建設の名のもとに少数民

族地域に移住し、人口構成に大きな変化をもたらした。 こうした中で多くの民族学校が合併され、その授業用 語を漢語にすりかえる運動が展開された。

こうしたことから、少数民族教育は一方では多様な学校形態で教育が進められて、もう一方では、特に辺境の少数民族地域に対して、「全国統一の方針」に従うように求めた ⁽⁴¹⁾ 。

- 3)、第三期 (1966 1976 年) は、文化大革命の時期である。1966 年から始まる文化大革命は、少数民族教育の重心を経済的発展から少数民族地域を毛沢東思想に実践する方向へと移した。すなわち「民族問題は階級問題」とされ、民族的なものはすべて否定された。建国以来、「各民族の平等、差別と圧迫の禁止」の原則が憲法で承認されていたにもかかわらず、少数民族地区の特殊性は無視され、民族学校の停止、さらに民族言語は無用な言語であると否定された。また多くの少数民族教師が追害されたのである (42)。
- 4)、第四期 (1977 1990 年代) は、少数民族教育の新発展の時期である。この時期の特徴は「四つの現代化」政策である。1977 年 8 月中国共産党第 11 期全国大会では、10 年の長きにわたった文化大革命が正式に終止したと通知した。四つの現代化に従って再び教育重視の方向に政策が転換した。

1984年に採択された「中華人民共和国民族区域自治法」は、少数民族教育に画期的な意識をもたらした。これによって各民族に自治機関が自主的に民族教育を発展させるために、独自の教育計画、学校の設置、学制、学校運営、教育内容、使用言語、学生の募集方法を定めることができるようになった (43)。

5)、第五期 (1990 年代から現在まで) は改革開放が進展した時期である。1980 年代の初期にすでに行われはじめていた市場経済への移行は 1990 年代にさらに強調されるようになった。このような高度成長に伴う諸問題や社会矛盾がすでに多発している中国ではとりわけ、沿海地域と内陸との間の問題、少数民族地域の経済的自立の問題、市場経済による民族伝統文化破壊の危機の問題が生じている (44)。

おわりに

以上、多民族国家中国における少数民族政策や教育 政策などに関して分析してきた。ここで言えることは 「少数民族」に関するあらゆる概念は多民族国家中国 という枠組みの中で語られることが多いのである。李明玉は中国の少数民族政策は、国内の異民族、異文化集団の特性を受け入れて、国家の分離、分裂を防ぐ、かつ国家を安定させるために一つの民族統合イデオロギーとまとめている (45)。中国では、省・地域間の経済格差は日々広がっている。具体的には、沿海部と内陸部・大都市と農村部・漢族が多数占める地域と少数民族地域の格差がある。これは 1980 年代に始まった改革開放政策に転換して社会主義計画経済体制から、市場経済へ移行して経済発展を成し遂げた結果である。そのため中国社会では貧困の格差が激しくなっている。このような状況で少数民族の子どもたちはいかに自民族の文化を保ちつつ、中国社会で活躍できるかは、中国政府にとってそして筆者の研究にとっても重要な課題である。

注

- 1. シンジルト『民族の語りの文法 中国青海省モンゴル族の日常・紛争・教育』風響社、2003年。
- 2. 毛里和子『周縁からの中国―民族問題と国家―』 東京大学出版会、1998年。
- 3. 岡本雅享『中国における少数民族教育と言語政策』 社会評論社、1999年。
- 4. 哈斯額尔敦「中国少数民族地域の民族教育政策と民族教育の問題 一内モンゴル自治区の民族教育を中心に一」名古屋大学国際言語文化研究科・国際多元文化専攻編『多元文化』、第5号、2005年。
- 5. 登坂学「中国少数民族教育の概念に関する一考察 一「多文化教育」と中国「少数民族教育」の比較と 通じて 一」九州保健福祉大学研究紀要委員会編 『九州保健福祉大学研究紀要』第5号、2004年。
- 6. 平田幹郎『中国を読む事典』古今書院、2002 年、45 頁。
- 7. 宇野和夫「多様な少数民族の世界」鄭杭生・奥島 孝康『中国の社会』精文堂印刷株式会社、2002 年。
- 8. 毛里和子、前掲書、58頁。
- 9. 同上書、74頁。
- 10. 林耀華『民族学通論』中央民族大学出版社、1997年、103頁。
- 11.平田幹郎、前掲書、23頁。
- 12. 同上書、47頁。
- 13. 陳中漢・額爾登「民族区域自治」布赫 他編 『民族理論と民族政策』内モンゴル大学出版社、 1995 年、82-84 頁。
- 14. 毛里和子、前掲書、43-44 頁。

- 15. 日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』 第3巻、中国国際問題研究所、1969年、422頁。
- 16. 同上書、238-239 頁。
- 17. 中華人民共和国教育部編『共和国教育 50 年』 北京師範大学出版社、1999 年、641 頁。
- 18. 同上書、254-266 頁。
- 19. 教育実践の中で客観的に存在している、教育を受ける者の群体と社会発展の実際の需要から離れ、単に試験に対処するために、一方的に進学率を追求し、高い点数を獲得するための受験教育を指す用語。
- 20. すべての子どもに目を向け、その基本的な資質を全面的に伸ばすことを根本の主旨とし、子どもの態度、能力に重点を置きながら、徳・知・体において主体的に成長させることを基本的な特徴とする教育。
- 21. 小島麗逸・鄭新培『中国教育の発展と矛盾』 御茶の水書房、2001年、96-97頁。
- 22. 『諸外国の教育改革―世界の教育潮流を読む 主要6か国の最新動向―』ぎょうせい、2000年、 235-236頁。
- 23. 包満都拉『日本の総合学習と中国の素質教育に関する一考察』、上越教育大学修士論文、2001年、10頁。
- 24. 中華人民共和国教育部編『共和国教育 50 年』 北京師範大学出版社、1999 年、435-436 頁。
- 25. 多文志「少数民族地区の経済と社会事業の急速な 発展」布赫他『民族理論と民族政策』内モンゴル 大学出版社、1995 年、115 頁。
- 26. 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』 社会評論社、1999 年、101 頁。
- 27. 王錫宏「中国における民族問題と教育の構造」 『東京学芸大学海外子女教育センター研究紀要』 第 10 集、1999 年。
- 28. 牧野篤「教育道具主義の行方」『教育学年報』 第4巻、世織書房、1995年。
- 29. 中国の「幹部」という用語は日本語よりも対象範 囲が広いことは注意する必要がある。例えば各職 場・学校には共産党の組織が入っていて、そこで の書記なども幹部であり、工場の中の管理部門に いる人も幹部に入る。具体的な場面では微妙なと ころもあるが、これが幹部の大まかな輪郭である。
- 30. 王錫宏、前掲書。
- 31. 小川佳万『社会主義中国における少数民族教育 - 「民族平等」の理念の展開--』東信堂、2001 年、

55-56 頁

- 32. 同上書、56-59 頁。
- 33. 中華人民共和国民族区域自治法、 http://www.legalinfo.gov.cn/fagui/sudi/sudi/19.htm。
- 34. 小川佳万、前掲書、76-79 頁。
- 35. 同上書、56 頁。
- 36. 同上書、82 頁。
- 37.1949 年 9 月 21 日から 30 日まで、北京で開催された中国人民政治協商会議第一回全体会議によって公布された法令、当時臨時憲法とされていた。
- 38. 日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』 第2巻、中国国際問題研究所、1969年、596頁。
- 39. 日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』 第3巻、中国国際問題研究所、1969年、424頁。
- 40. 周飛帆「中国における少数民族教育政策の歴史的 展開」『比較・国際教育/筑波大学比較・国際教育学研究室』第一号、1993年、42頁。
- 41. 東郷育子「中国の少数民族教育政策―国民国家統 合の視点から(上)」『季刊教育法』第 112 号、 1997 年。
- 42. 周飛帆、前掲書、43 頁。
- 43. 同上書、43-45 頁。
- 44. 同上書、46 頁。
- 45. 劉世海、前掲書、52 頁。
- 46. 李明玉「中国における少数民族教育の展開」 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 95 号、 2004 年。